

公認審判員資格取得者・更新登録の

消費税改訂について(お知らせ)

2019年9月 審判委員会

(公財)日本バドミントン協会より「本年10月1日適用の消費税改正の取り扱いについて」の通知があり、「公認審判員資格新規申請・更新申請等については、都道府県協会において、10月1日以降に実施される事業については10%」となります。

本県の更新手続きは7月より受付し1ヶ月単位で処理していますが、今年度10月以降については、消費税の値上がり分はお預かりする事務手数料で負担いたしますので、従来通りの費用を納入ください。

- 更新登録費用—各級の登録料に消費税、事務手数料(級により異なります)を含め、以下ようになります。(消費税改訂後)

3級(3年間) … 5,000 + 500 + 900 = 6,400円

2級(3年間) … 7,500 + 750 + 850 = 9,100円

1級(5年間) … 15,000 + 1,500 + 700 = 17,200円

- 諸連絡

*申請書と費用の審判委員会への提出は11月末日までです。

*今年度協会登録番号は10桁となっています。

*登録時から住所変更された方(通知文書が戻ってきているものもあります)、他県で取得された方は担当まで連絡ください。

*昨年度該当者で未更新の方は、これまで行なわれていた移行期間の特別措置(更新手続き期間を過ぎた場合の手続き)はなくなりましたので、失効となります。担当者へ相談ください。

*担当者連絡先

〒290-0062 市原市 八幡 903-1

千葉県バドミントン協会 審判委員会・丸山秀之

TEL: 0436-43-4857 携帯: 070-4082-6945

メールアドレス: h_mrym2932@yahoo.co.jp